**葬祭費の支給について**

下記の方に，葬祭費が支給されますので，お早めに手続きされますよう，お願い致します。

❶ 国民健康保険の加入者がお亡くなりになった場合は，葬祭を行った方に市から葬祭費が支給されます。

❷ 後期高齢者医療保険の加入者がお亡くなりになった場合は，葬祭を行った方に茨城県後期高齢者医療広域連合から葬祭費が支給されます。

※社会保険に加入されている方がお亡くなりになった場合は，保険証に記載されている事業所（勤務先）へご相談ください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | ❶ 国民健康保険 | ❷ 後期高齢者医療保険 |
| 必要なもの | お亡くなりになった方の，  国民健康保険被保険者証 | お亡くなりになった方の，  後期高齢者医療被保険者証 |
| ① 葬祭を行った方の「印鑑」（朱肉を使用するもの）  ② 葬祭を行った方の氏名がわかるもの（会葬お礼のハガキや葬儀の領収書など）  ③ 葬祭を行った方の「通帳」（郵便局のゆうちょ銀行も可） | |
| 支給対象者 | 葬祭を行った方 | |
| 口座振替払い | 葬祭を行った方の口座だけに振込みが出来ます。 | 葬祭を行った方以外の方に振込を希望される場合には，委任状（健康保険課・暮らしの窓口課にあります）が必要になります。 |
| 申請 | 申請は，葬祭を行った方又はその同一世帯の方  それ以外の方が申請する場合には，委任状（下段）が必要になります。 | 葬祭を行った方  それ以外の方が申請する場合には，委任状（健康保険課・暮らしの窓口課にあります）が必要になります。 |
| その他 | ① 葬祭費の請求については，葬祭を行った後に手続きをして下さい。  ② 葬祭費の手続きの際は，ご本人様であることを確認させていただいております。運転免許証やパスポート，住基カード等をご持参下さい。 | |

【問合せ・受付場所】常総市役所　0297-23-2111（代表），0297-44-7844（石下支所）

✽ 保健福祉部 健康保険課　　　　　❑ 国民健康保険：内線1211,1212

❑ 後期高齢者医療保険：内線1250,1251

✽ 暮らしの窓口課　　　　　　　　 ❑ 国民健康保険【２番窓口】内線8015

❑ 後期高齢者医療保険【４番窓口】内線8026

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ キ リ ト リ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【国民健康保険被保険者用】

委任状

　常総市長　　　　　殿

私は，　　　　　　　　　　　　　　に葬祭費支給の　申 請　を委任致します。

令和　　　年　　　月　　　日

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞